

案日留保せず案日實施してゐると言明し十五日以後に於て激化せしめざるべし其後の發表と保留したのだと云ふのである 何たる暴・何たる狂気の決定をや斯くて調停委員會に於ては案日留保問題に於て日中三委員によつて一兩日の間に善處することになつたのである、だが中三委員が一致し努力したとてても電氣局が果して留保するかどうかは疑問であり恐らく中三委員の努力によつても留保しなうであらう

斯くて我々のスト休戦日何等の意義もないのみが當局のペテンにかゝつたものと云ふことが出来るのだ 當局に於て然る以上我々は十六日以前のスト情態に返ることは當然であり 調停委員會を有利に展開する上にも我々は斯く再び總罷業を決定しなすべからぬ

斯くて首脳部は中三委員の案留保に對する努力によつても當局が留保を肯たなかつた時を最後として再度決裂に備へ左の如く指令す

- 一 地區組織を即時確立せよ
- 一 全文部斗争組織を即時再確立せよ
- 一 ストに對する一切の準備を完成せよ

以上

別記

聲明書

我々は去る十六日罷業を中止し一斉に就業を申し立てたのである、このことは市當局が整理案の留保を聲明し我々も又其の留保を確信したためであり市民交通不便の一刻も速かき除去を念願したからである。

我々は罷業を中止後案日對しては親切丁寧を第一とし極力平穩、裡に調停委員會の指令を従つた。

然るに當局は案日留保せざる、のみが整理案は着々實施し更に新たな矛盾を生じ依つて批發的態度に於てつゝある。昨二十二日第一回の調停委員會に於ける案日留保について我々の質問に對し當局は發表したる案日留保せず案日實施してゐると言明して釋らなかりである。

我々は斯の如き當局の不信と裏切り酌やチンに對し新平教團抗議し留保を實施せしめんとするものであるが若し當局に於て飽く迄案日留保せずとせば我々は再び罷業決定により當局の反省を求めざるを得ないものである。

我等は市民諸君に對して再度迷惑を妨げ交通不安を來すことには我々の思ひがたであるが当局に對して頑迷不信なる態度を持續する場合は再度罷業に對し深甚の同情と支持とを賜らんことを切望するものである。

右聲明す

九月二十三日

東交争議團首脳部